

## 甲佐町子どもたち夢・チャレンジ応援講演会業務委託仕様書

### 1 事業名称

甲佐町子どもたち夢・チャレンジ応援講演会業務

### 2 事業目的

子どもたちの夢やチャレンジを応援するため、町内小中学生を対象に、文化・スポーツ等の分野において第一線で活躍する著名人を講師とする講演会を開催することで、子どもたちの夢の実現に向けて取り組む意欲や力を育む。

### 3 委託期間

契約日から令和7年12月26日まで

### 4 委託金額

1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び発注者の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、または疑義の生じた場合は、発注者と協議するものとする。

### 6 事業概要

- (1) 甲佐町子どもたち夢・チャレンジ応援講演会の実施  
上記2を達成するための講演会を企画し、開催する。参加料は徴さない。
- (2) 参加対象  
甲佐町内の小学校5年生、6年生及び中学生
- (3) 開催日  
令和7年11月14日（金） 午後2時00分から午後4時00分まで
- (4) 開催場所  
甲佐町立甲佐中学校 体育館（熊本県上益城郡甲佐町大字中横田300）

### 7 業務内容

- (1) 講演会の実施
  - ① 上記6（1）の講演会の企画に関すること。
  - ② 上記6（1）の進行に関すること。
  - ③ 上記6（1）の講演会の講師への出演交渉、出演契約、謝礼支払い、アテンド、連絡調整に関すること。

- ④ 上記6（1）の講師に係るプロフィール、写真等の収集、及び使用許諾に関すること。
- (2) 講師の選定・調整等
- ① 本業務の事業目的を勘案し、目的を達成するための講師を1人または1組選定する。なお、講師はソロ、コンビ、グループ等いずれの構成でも可とする。
- ② 講師の講演内容は、事業目的を勘案し、目的を達成するものとし、かつ、参加対象の興味・関心をひくものであること。
- (3) 広報業務
- 開催日の1か月前までに、児童生徒への配布用として「甲佐町子どもたち夢・チャレンジ応援講演会」のチラシのデザイン及び原案を作成すること。
- (4) 講演会の運營業務
- ① 当日の会場運営、進行管理に関すること。
- ② 音響・照明に関すること。(開催場所に既設されている音響・照明設備は使用可能。)
- (5) アンケートの準備、実施及び集計
- ① 講演会参加者を対象としたアンケートの準備を行うこと。アンケートの内容及び実施方法については、甲佐町担当者と協議の上で決定すること。
- ② アンケート実施後は集計・分析を行うこと。
- (6) 管理
- ① 講演会の記録に関すること。(写真及び映像)
- ② 著作権使用料が発生する場合は、その使用に関すること。
- (7) 小学生の送迎
- 甲佐町内の小学校5年生、6年生及び児童引率のための教員を、各小学校(※)から講演会場まで無料で送迎するために必要な車両の手配、運転手の確保及び車両の運行に関すること。

※各小学校の住所と児童数

(令和7年4月9日現在)

	学校名	住所	5～6年児童数
1	甲佐小学校	熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 613-1	76人
2	白旗小学校	熊本県上益城郡甲佐町大字白旗 50	21人
3	乙女小学校	熊本県上益城郡甲佐町大字津志田 3073	31人

- (8) 発注者が行うこと
- ① 開催会場の手配及び開催会場における講師控室の準備に関すること。
- ② 上記7（3）により作成したチラシの印刷及び参加対象者への配布に関すること。
- ③ 龍野小学校5年生、6年生及び児童引率のための教員の講演会場までの送迎に関すること。
- ④ その他、小学校及び中学校との調整等に関すること。
- (9) その他

- ① 本業務実施に伴い必要な提出書類の作成・提出に関する事。
- ② その他本業務の遂行に必要な事務・作業に関する事。
- ③ 事業実施に必要な連絡調整を行う事。
- ④ 運営する中で疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上で決定する事。

## 8 支払い方法

精算払いとする。

## 9 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費（本仕様書により発注者が負担するものと定めた経費を除く。）は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金以外の費用を負担しない。

## 10 業務完了報告

業務完了時は、実施日時、講演内容、配布物、講演記録、アンケート解析結果など、事業実施内容を記載した業務完了報告書（A4判）を1部提出すること。

## 11 再委託

受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

## 12 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (2) 本業務に係る協議、打合せ等の必要経費はすべて受注者の負担とする。
- (3) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知りえた内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (4) 天災地変、感染症等の集団感染、その他やむを得ない事由により、本業務の遂行に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議した上で、本委託契約の内容を変更することができる。